「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき 当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26 年厚生労働省告示第475 号)」の修正案のポイント(一覧)

告示 番号	疾病名	改訂内容	改訂理由
血液疾患 1	遺伝性出血性末梢血管拡張症	疾患群の移動(血液疾患→脈管系疾患)とそれに伴う 「疾病の状態の程度」の変更	より適切な疾患群への移動(小児科学会要 望)
血液疾患 10	カサバッハ・メリット症候群	疾病名の修正及び疾患群の移動(血液疾患→脈管系疾患)とそれに伴う「疾病の状態の程度」の変更	より適切な疾病名への変更及び、より適切な疾患群への移動(小児科学会要望)
膠原病 23	スティーヴンス・ジョンソン症候群	新規疾病の追加に伴う疾病名の修正及び疾患群の移動(膠原病→皮膚疾患)とそれに伴う「疾病の状態の程度」の変更	より適切な疾患群への移動(小児科学会から要望)
神経·筋疾患 19	重症筋無力症		疾病の特性に合わせてより適切に修正 (小児 科学会要望)
	慢性消化器疾患	疾患群内の区分の変更	疾患概念の変化等に伴いより適切に修正(小児 科学会要望)